

# 椎葉村社会福祉協議会葬祭事業実施要綱

## (事業の目的)

第1条 椎葉村民の福祉の見地から、村民が適正かつ低廉な料金で利用できる椎葉村民葬儀（以下「村民葬」という。）を実施することにより、村民の経費負担の軽減を図ることを目的とする。

## (基本方針)

第2条 村民葬は、葬祭業者がこの実施要綱により取り扱う業務とする。

- 2 村民葬の取扱業者は、この趣旨に賛同し、椎葉村社会福祉協議会（以下「村社協」という。）の指定を受けた者とする。
- 3 村民葬は、椎葉村民に限り利用できる。
- 4 死亡者が椎葉村民である場合は、椎葉村民ではない施主もこれを利用できる。
- 5 施主が椎葉村民である場合は、死亡者が椎葉村民でない場合でもこれを利用できる。
- 6 その他、会長が特別の理由があると認めた者は、これを利用できるものとする。

## (葬祭の料金及び内容)

第3条 葬祭の料金及び内容は、別表1のとおりとする。

## (業者の指定)

第4条 村民葬取扱業者の指定は、村社協理事会の同意を経て、会長が行う。

- 2 前項の指定を受けようとする業者は、所定の手続きを経て、指定申請書その他必要書類を村社協に提出するものとする。
- 3 指定申請に必要とする書類は、以下のとおりとする。
  - ①椎葉村民葬儀取扱業者指定申請書（様式1）
  - ②営業の概要（様式2）
  - ③椎葉村暴力団等排除条例第5条第3項の規定に基づく当該情報の外部提供同意書（様式3）
  - ④その他会長が必要と認める書類等
- 4 指定後に、住所等の変更があった指定業者は、椎葉村民葬儀取扱指定業者住所変更届（様式6、様式7）を速やかに村社協に提出するものとする。

## (指定業者の登録要件)

第5条 指定業者は、次の各号に規定する要件をすべて満たしていなければならない。

- ① 椎葉村内に葬祭事業所を有していること。
- ② 指定業者が主体となって葬儀サービスを提供するとともに、責任をもって葬儀に立ち会うことができること。

(村民葬の実施方法)

第6条 指定業者は、葬祭の申込を受けたときは懇切かつ迅速に取り扱わなければならない。

- 2 指定業者は、取り扱った前月分の村民葬を所定の用紙に記載し、毎月10日までに村社協へ提出しなければならない。

(指定の取り消し)

第7条 会長は、指定を受けた者が次の各号に該当するときは、理事会の審議を経た上で、取り消す理由等を記した取消通知書(様式8)による通知をもって、指定を取り消すことができる。

- ①この要綱に定める事項に欠けたとき、又は違反したとき。
  - ②申請における不実又は椎葉村暴力団排除条例に抵触することが判明したとき。
  - ③村民葬の取扱について、種別及び価格に違反し又は不当に金品等を要求したとき。
  - ④村民葬の取扱に必要な祭壇及び霊柩車を使用させることができないとき。
  - ⑤村民葬の申込を正当な理由なく拒んだとき。
  - ⑥椎葉村社協からの指示、命令等に従わず、業務運営に支障を与えたとき。
  - ⑦貨物自動車運送事業法等関係法令違反その他の法令違反により処罰されたとき。
  - ⑧公序良俗に反する行為等、指定を受けた者としてふさわしくない事実が判明したとき。
- 2 前項の規定により指定が取り消された者は、取消通知を受領した日の翌日から起算して3ヶ月以内に、書面により取消しを不服とする弁明をすることができる。
  - 3 前項の弁明がなされたときは、理事会は改めて取消しの適否について審議することとし、審議の結果については規定に基づき通知する。この場合、再度の弁明はこれを認めない。
  - 4 第1項の規定にかかわらず、指定を受けた者は、村民葬を継続する意思がないときは、届出(様式9)により指定業者の取下げをすることができる。この場合における指定の取消し手続きについては、前項の規定にかかわらず、届出を受理したときにその効力が発生する。

(その他の事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則(令和4年1月19日 議案第4号)

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。